

元老院国憲按の編纂過程(上)

島 善 高

はしがき

明治九年から同十三年にかけて、元老院に於いて憲法草案が起草されたことは周知の事実であるが、その編纂に関する基本的な史料が関東大震災や米軍の東京大空襲によって焼失したこともあって、国憲編纂の詳細な経緯は不明のままであった。しかるに私は、近時、その基本史料の謄写本が宮内庁書陵部に所蔵されていることを突き止めた。すなわち『国憲草案始末』及び『国憲取調書類 第四』と題する二種類の史料であるが、私は宮内庁書陵部の許可を得て早速これらを複写し、検討を加えたところ、従来不明であった事柄の幾つかがこれらによって判明することがわかった。故に私は、他の関連史料も併せて、元老院国憲按関係の史料集を出版すべく、目下その作業に従事しているところであるけれども、完成までにはまだかなりの時日を要するので、ここでは取り敢えずその一端を紹介し、先学の御批正を仰ぐことにした次第である。

一 元老院国憲按研究史概要

明治八年七月五日、「立法ノ源ヲ広メ」るために明治政府は元老院を設置し、九月七日には、元老院議長有栖川熾仁親王に対して

朕爰ニ我建國ノ体ニ基キ広ク海外各國ノ成法ヲ斟酌シ以テ国憲ヲ定メントス汝等ソレ宜シク之カ草按ヲ起創シ以テ聞セヨ朕將ニ撰ハントス

との勅語が下された。ここに元老院は、海外各國の成法を斟酌して国憲を編纂することになって鋭意国憲編纂に勤しみ、幾種類かの草案を起草したが、岩倉具視や伊藤博文が批判をしたため、結局、元老院の国憲草案は日の目を見ることはなかった。そして明治十四年の政変以後、伊藤の主導で憲法編纂が行なわれる事になったため、元老院の国憲編纂の経緯は次第に忘れ去られ、既に明治年中その関連史料の所在もわからなくなっていた。詳細な年代は不明であるが、明治時代に内閣記録課長をしていた多田好問が末松謙澄に宛てた書翰に

拜啓 愈御安恭奉賀候。然は過日鮫島氏より内話有之候有栖川宮殿下内勅を奉し起草せられたる憲法草案旧元老院より記録課へ引継書類中には相見不申、其他心当りの方唯今搜探中に付見付け次第差上可申候得共、前条之都合に有之候間此段申上置候。匆々不一

とあるように（伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』六、塙書房、一九七八年、一一七頁）、元老院から内閣記録課に引き継いだ書類中には既に国憲按は見あたらなかった。

その後、好運なことに古書店から国憲按関係書類が見いだされ、それが金子堅太郎の手に帰属することになった。金子の「帝国憲法制定ノ由来」(国家学会編『明治憲政経済史論』大正八年、五三頁以下)に次のように書かれている。

其時取調ラレタ書類ガ六冊アル、其書類ヲ見ルニ英仏ハ勿論、亜米利加、独逸、普魯西、バベリア、白耳義、和蘭、西班牙、葡萄牙等ノ国々ノ憲法ヲ反訳シ、又各国ノ憲法論ノ要旨ナドヲ調べタモノデ、此等ハ元老院ニゴザリマシタ、茲ニフシギナコトゴザリマス、私モ先年元老院ニ奉職シテ此書類ヲ見タガ、元老院ヲ廃止サレタ時ニ何レ内閣ノ書庫ニテモ仕舞ツテアルタラウト思ツテ居ツタ所ガ、七八年前ニ貴族院書記官長ノ太田峰三郎君ガ私ノ宅ヲ尋ネテ、今日ハ貴方ニ献上シタイモノガアル、私ハ平素好シテ古本屋ヲ漁ツテ居ルガ、神田デ古本屋ヲ漁リ居ツタ処ガ斯ウイフ書類ガ出テ来タ(ト云フテ風呂敷ノ中カラ大部ノ書類ヲ取り出シテ)是ハ元老院ノ取調書類ト書イテアツテ六冊アル、之ヲ見ルトナカナカ容易ナラヌモノデアツタ、国憲制定ノコトニ就キ明治九年九月七日ノ詔カラ始マツテ凡テノ書類ガ編纂セラレテアル、是ガドウシテ古本屋ニ在ルカ実ニ驚イタ、ソコテ兎モ角モ言ヒナリ次第ノ代金ヲ払ツテ今持ツテ帰ツタ所デアアル、是ハ貴方ニ献上シテ置クコトガ至当ト思ツタカラ是ヲ貴方ニ献上スルト言ハレタ、其時私ハ実ニ驚イタ、ドウイフ訳デ此書類ガ古本屋ニ迷ヒ込シテ居ツタカ分ランガ、兎モ角モ今ハ私ノ所蔵ニナツテ居ル、先日穂積博士ガ私ノ宅ニ御出ノ時ニ御眼ニ掛ケタラ是ハ重宝トシテ貴方ノ宅ニ保存シテ置イタラ宜カラウトイフコトデアツタ、

これによれば、この書類は六冊からなっており、明治九年九月七日の詔から始まって凡ての史料が綴じられていたというが、残念ながら大正十二年九月の関東大震災で焼けてしまった。林田亀太郎『明治大正政界側面史』上巻(大日本雄弁会、大正一五年)五〇頁に

子爵曰く此国憲草案は今何処に在るだらう。我輩の秘蔵してゐたものは焼いたが、最初の国憲案が果してどんなものであつたかは是非調べて貰ひたいものだ。

と金子の言葉を記している。

この後、昭和十年、尾佐竹猛氏が学術振興会第九小委員会から憲法史料蒐集の命を受けて調査された結果、内閣文庫その他に以下のような書類が残されていることを紹介された（尾佐竹猛「学術振興会第九小委員会報告書第一」、現在国立国会図書館憲政資料室に所蔵されている。また同氏「伊藤案以前の憲法諸案」、『日本憲政史論集』育生社、昭和十二年、所収参照）。

内閣文庫

国憲基礎勅語

日本国憲按（明治九年十月十四日繕写校読）

日本国憲按（明治十年十二月三日校）

日本国憲按（明治十一年二月再定）

日本国憲按（明治十一年五月訂本）

国憲按ヲ進ムル復命書（明治十一年六月二十日浄書）

進国憲按報告書（明治十一年七月九日改正）

日本国憲按（明治十一年七月定本）

明治十三年七月二十八日報告書

国憲草按（明治十三年七月七日改定）

進国憲草按報告書(明治十三年)

国憲草按ヲ進ムル報告書(明治十三年十月九日)

国憲草按(明治十三年十二月二十七日浄書校正)

国憲履歴大略(明治十三年十二月二十八日松岡正盛記)

国憲草按ヲ進ムル報告書(明治十三年十二月上奏済)

国憲草按(上奏ノモノ)

国憲草按各議官意見書(草稿)

国憲取調書類

宮内省図書寮

国憲

国憲草按(上奏セル分)

国憲草按意見(同上)

高松宮家

日本国憲按(準備按訂正浄書シタルモノ)

日本国憲按(準拠書目)

日比谷図書館

日本国憲按(準拠書)

国憲草按引証

巖松堂

国憲基礎勅語

日本国憲ヲ進ムル復命書

日本国憲按

国憲再修正報告書（明治十三年七月）

国憲解題

日本国憲按準拠書

日本国憲按

三条公爵家

国憲草按ヲ進ムル報告書（明治十三年十二月）

国憲解題

国憲草按

伊藤公爵家

日本国憲按

日本国憲準拠書

国憲按各議官意見書

二上兵治氏

同上

しかし、これらは当時いずれも容易には見ることの出来ないものばかりであつて、尾佐竹氏自身も大部分は直接に見てはおられない。その内、最も完備している史料である内閣文庫所蔵書類が米軍の東京大空襲で灰燼に帰してしまつた(後掲沢論文、注16参照)。

けれども、幸いなことに元老院に於いて直接国憲編纂に従事した小田切盛徳の遺文書が慶応大学図書館に寄贈せられ、これを利用して浅井清氏が研究し、『元老院の憲法編纂顛末』(巖松堂書店、昭和二十一年)と題する史料集を出版された。これには以下の十四種類の史料が翻刻されている。

- 一 国憲基礎勅語
- 二 日本国憲按旧案
- 三 国憲按載スル所ノ皇帝所有ノ不動産及ヒ歳入ニ就テ子定スル所ノ意見案
- 四 皇族ヲ永世ノ一族トスルノ議ニ付テ更ニ其私産ヲ定メ其名称ヲ異ニスヘキノ議
- 五 国憲案ニ依テ旧制ヲ改革スヘキ宮内省ノ事務章程
- 六 日本国憲案現行例
- 七 日本国憲ヲ進ムル復命書
- 八 日本国憲按同準摺書目
- 九 国憲

十 国憲草按ヲ進ムル報告書

十一 国憲

十二 国憲草按引証

十三 漢文「国憲」

十四 国憲草按各議官意見書

我々は、この浅井氏の研究によって元老院に於ける国憲按編纂の様子をかなり把握出来るようになったのである。

浅井氏は同書（三一頁以下）に於いて

元老院の憲法編纂に関する史料の如きは今から十年程前までは殆んど知られて居らなかつたものであつて、例へば「明治文化全集」第三卷（昭和四年三月発行）は各種の憲法草案を採録せるも元老院草案は採録せられず、吉野作造博士の「解題」にも『一 国憲 之は明治十三年十二月時の元老院議長大木喬任より明治天皇に上つた憲法草案である。明治九年以来元老院が陛下の命を奉じて調査研究して居つた其成果の奉答と觀ていゝ。原本は云ふ迄もなく帝室の秘庫に藏められて居るのであるがその謄本は帝室編修局に就て拝見することが出来る。遺憾ながら未だ民間に伝頌するを許されて居ない』とある。又藤井甚太郎「日本憲法制定史」（昭和四年八月発行）には『右元老院案に就ては金子堅太郎閣下より承る処によると素と貴族院に在つたものが貴族院火災の際市中に出たのを太田峰三郎氏（貴族院書記官長）より子爵閣下に呈せられ其写本が臨時帝室編修局にあるといふことである。此を拝見すべしとは承つたが目下御記御編纂の中に茲に引用することを遠慮して置く』と記されて居る。而して上記の金子伯所蔵の史料は其後火災の為焼失して仕舞つたのである。現在この元老院の

憲法編纂に関する史料で其所在が明らかに成つて居るのは尾佐竹猛博士の調査に依れば、内閣文庫、内大臣府、高松宮家、日比谷図書館、伊藤公爵家、三条公爵家等であり、その他に本書に於て紹介せる慶応義塾図書館所蔵の史料がある。是れは其内容に於て内閣文庫所蔵のものと共に最も完備せるもので、其他の分は史料の数が甚だ少ないのである。而して内閣文庫の分は秘密にせられて居るので、現在一般人が参看し得るものとしては慶応義塾図書館の分が殆んど唯一のものであらう。かくの如き貴重なる史料が慶応義塾図書館に所蔵せらるゝに至つたのは、昭和六年小田切万寿之助氏が先代盛徳氏旧蔵の書籍を慶応義塾図書館に寄贈せられた時其中から此史料が発見せられたのである。是れが小田切家に伝つて居つたのは小田切盛徳氏が当時元老院書記官を奉職せられ、此憲法編纂に関係せられたからである。

と記しておられる。

一方、稲田正次氏は陸奥宗光文書の中から「日本国憲按」、「日本国憲按ヲ進ムル復命書」、「日本国憲按準拠書目」を見いだされ、更に学習院大学に、「日本国憲按同準拠書目 旧本」と題する写本があるのを発見されるなど研究を一層深められ、元老院国憲按には第一次案(明治九年)・第二次案(明治十一年)・第三次案(明治十三年)の三種類が存在したことを明らかにし、その成果を「明治憲法成立史」上巻(有斐閣、昭和三十五年)に纏められた。そして現在では、元老院国憲按について語る者いづれも稲田氏の研究に依拠している状況であつて、明治前期の憲法草案を網羅した家永他編「明治前期の憲法構想(増訂版第二版)」(福村出版、一九八七年)も元老院国憲按については全く稲田説に依拠しているのである。

然り而して稲田氏の研究以後、井田進也氏が論文「立法者」中江兆民——元老院国憲案編纂過程における「豆喰

ひ書記官」とボアソナードの角逐——（『思想』六八六号、一九八一年八月）で中江兆民が国憲按起草に従事していたのではないかと主張し、或いは沢大洋氏が「元老院『日本国憲按』の立法過程と河津祐之」（『東海大学紀要 政治経済学部』二四号、一九九二年）で河津祐之こそが国憲起草の中心者であったのだと唱えたりしておられるが、いずれも傍証史料による推測にしかすぎず、また国憲按そのものに関する新たな史料を紹介しておられるわけではない。

以上、元老院国憲按研究の歴史を概観したが、先学の丹念な調査研究にも関わらず、今なお元老院国憲按の実質的な起草者すら知られないのは、先に触れたように、かつて金子堅太郎が所持し、或いは内閣文庫に所蔵されていた元老院国憲按に関する最も基本的な史料群が焼失してしまったからに他ならない。

ところが、ここに金子堅太郎旧蔵本を謄写した史料が宮内庁書陵部に所蔵されていることが判明したのである。既に藤井甚太郎『日本憲法制定史』（雄山閣、昭和四年、二三八頁）に

右元老院案に就ては金子堅太郎閣下より承る処によると、素と貴族院に在つたものが、貴族院火災の際市中に出たのを、太田峰三郎氏（貴族院書記官長）より子爵閣下に呈せられ、其写本が臨時帝室編修局にあるといふことである。此を拝見すべしとは承つたが、目下御記御編纂の中に、茲に引用することを遠慮して置く。

と記されており、浅井清氏もこの箇所を引用しておられるから、金子旧蔵本が宮内省（庁）に所蔵されていることは知られてはいた。けれども、一般人の披見が憚られたこともあってか、今日までこれを調査したもののあるを聞かない。よつて本稿では、節を改めて『国憲草案始末』及び『国憲取調書 第四』の概要を紹介しておくことにしたい。

なお、金子堅太郎によれば元老院国憲按関係の書類は全部で六冊あったと述べているが、宮内庁書陵部には現在

『国憲草案始末』(明一三四二)と『国憲取調書類 第四』(明一三四一)の二冊しか存在しないようである。

二 『国憲草案始末』の概要

『国憲草案始末』は、宮内省に設置されていた臨時帝室編修局が大正十一年、子爵金子堅太郎所蔵本を元に謄写したものであって、本書の見返しには

台本出処 子爵金子堅太郎

採集人名 藤波副総裁

採集年月 大正十一年七月

校 正 田中保之

謄写人名 吉田又一 末広休市

と「台本出処」「採集人名」「採集年月」「校正」「謄写人名」が記してあり、扉には「図書寮」及び「臨時帝室編修局蔵」の印と「国憲草案始末」なる表題がある。

さて、本史料はまず、明治九年七月七日の勅語下賜の次のような記事から始まる。

明治九年九月七日午前十時議長有栖川熾仁

召ニヨリテ皇居ニ参朝ス

聖上御学問所代ニ御シ給ヒ右大臣岩倉具視侍坐ス宮内卿徳大寺実則議長有栖川熾仁ヲ引テ

玉座ノ前面ニ進ム

聖上左ノ

勅語アリ

朕爰ニ我建国ノ体ニ基キ広ク海外各国ノ成法ヲ斟酌シ以テ国憲ヲ定メントス汝等ソレ宜シク之カ草按ヲ起
創シ以テ聞セヨ朕將ニ撰ハントス

右畢テ議長別殿ニ退ク後少時再ヒ御學問所代ニ

召シテ左ノ

勅語アリ

国憲創定ハ国家ノ重典千載ノ偉業タリ汝等勵精事ニ從ヒ速ニ竣効ヲ奏セヨ

議長有栖川熾仁謹テ

勅ヲ奉シテ退ク

次いで、九月八日の議事堂に於ける記事がある。

明治九年九月八日午前第八時各議官ヲ議事堂ニ会ス

議長曰昨七日午前十時

召ニ依リテ皇居ニ参朝スルノ所這回国憲制定アルヘキニ付キ右取調本院ニ於テ起草スヘキノ

勅アリ熾仁謹テ之ヲ奉ス其

勅語ハ今書記官ヲ朗読セシムヘシ各位謹テ

之ヲ拝聞セヨ

書記官本田親雄

勅語ヲ朗読ス

朕爰ニ我建國ノ体ニ基キ広ク海外各國ノ成法ヲ斟酌シ以テ國憲ヲ定メントス汝等ソレ宜シク之カ草按ヲ起創シ以テ聞セヨ朕將ニ撰ハントス

右畢テ議長議官柳原前光議官福羽美靜議官中嶋信行議官細川潤次郎ヲ喚ヒ左ノ辞令書ヲ附ス

議官 柳原前光

議官 福羽美靜

各通 議官 中嶋信行

議官 細川潤次郎

為國憲取調委員

明治九年九月八日 議長 有栖川熾仁

議長曰這回國憲制定本院ニ於テ取調ノ

勅ヲ奉ス依テ各位ラン委員タラシム國憲創定ハ國家ノ大典ニシテ千載ノ盛華タリ宜シク電勉其事ニ從ヒ速ニ成功

ヲ奏スヘキノ

特命ヲ得タリ各意勵精能ク其

旨ヲ領セヨ

四名ノ委員命ヲ拜ス

議長衆議官ニ向テ曰国憲制定ハ国家ノ重典苟モスヘカラス今ヤ委員ヲ設クルト雖モ議官各位ニ於テ意見ノアルアラハ宜シク進言アランコヲ望ム

右畢テ退場時ニ午前九時

右の二つの記事は所謂「国憲基礎勅語」と言われるもので、浅井氏の前掲著書にも翻刻せられている。

そして「国憲取調一件」と題を改めて

朕爰ニ我建國ノ体ニ基キ広ク海外各国ノ成法ヲ斟酌シ以テ国憲ヲ定メントス汝等ソレ宜ク之カ艸按ヲ起創シ以テ聞セヨ朕將ニ撰ハントス

九月七日議長有栖川親王ヲ

皇居ニ被召前件ノ

勅諭アリ右大臣岩倉具視侍坐ス

なる九月七日の勅語から始まって、

議官 柳原前光

議官 福羽美静

議官 中嶋信行

議官 細川潤次郎

明治九年九月八日

議長 有栖川熾仁

右各通

という九月八日の國憲取調委員の任命記事、同じく九月八日の

河津書記官

横山書記官

安居書記官

湯川書記官

右四名國憲取調局懸り御下命相願候也

九年

九月八日

國憲取調委員

議長殿

との國憲取調懸り下命願いの記事、それから十月九日の

國憲取調ニ從事致居候ニ付后ルカ後事宜ニヨリ委員中一人議事闕席候儀可有之此段預シメ御允許被下置度候也

九年十月九日

國憲取調委員

議長殿

伺之趣聞届候事

明治九年十月九日

と、十二月四日の

本年九月中本院国憲起艸

上諭ヲ奉シ下官等取調委員ノ命ヲ承ケ既ニ艸稿案略成閣下へモ内呈致置候儀ニ付此上委員会議相開可申処方今
国憲制定ニ属スル諸件書類取調居候上年内余日モ少ナク候間来年一月開院後取懸リ可申哉右緩急ハ前途上奏ノ
順序ニモ關係候間為念此段相伺候也

明治九年十二月四日

議長有栖川宮殿下

国憲取調委員

伺之趣本年余日モ無之候ニ付来年開院後可相開候事

明治九年十二月五日

議長
有栖川
熾仁印

との二つの伺指令、そして明治九年九月二十八日の

議長有栖川熾仁

書ヲ右大臣岩倉閣下ニ寓ス前日国憲起草ノ勅ヲ奉スルヤ速ニ委員ヲ撰ンテ事ニ此ニ従ハシム因テ思フニ国憲ノ
ヲタル至大至重容易ニ決定スヘキ者ニ非ス故ニ草按ノ起創ハ本院ノ命ヲ受クル所ナリト雖モ可否ヲ議定スルニ

至テハ固ヨリ

天皇陛下ノ親撰ヲ仰カサルヲ得ス勅語ヲ按スルモ亦草案ノ起創ニ止マルヲ以テ草按ノ成ルニ及ンテハ直ニ之ヲ奏聞シテ以テ親撰ニ供セントス是余ノ勅ヲ奉シテ起草ニ従事セシムル所以ノ意ナリ然リト雖モ其起草タル亦用意深切ナラサルヘカラス故ニ其成ルヤ先ツ之ヲ閣下ニ密送シ草案ノ理趣ヲ詳明シ斟酌スル所アツテ然ル后ニ奏聞シテ以テ親撰ニ供シ更ニ本院會議ニ付セラレンコヲ望マント欲ス茲ニ鄙衷ヲ陳シテ以テ密聞ス請フ閣下之ヲ察セヨ不宣

明治九年九月廿八日

議長有栖川熾仁

右大臣岩倉閣下

なる有栖川宮の岩倉宛書翰が載せられている。これらの史料のうち、十月九日と十二月四日の二つの伺指令が少々目新しいくらいで、他はいずれも周知の史料である。最後の有栖川宮の書翰も、ほぼ同文のものが『岩倉公実記』(下巻、原書房、昭和四十三年、三二七頁)に翻刻されており、また福田氏の『明治憲法成立史』上巻二八九頁にも引用されている。

以上の記事の後に、かつて尾佐竹氏が紹介されたものと殆ど同じく、以下のような国憲按の草案類が編綴されている。

- ① 日本国憲按 (明治九年十月十四日繕写校読原本)
- ② 日本国憲按 (明治十年十二月三日校)
- ③ 日本国憲按 (明治十一年三月再定)

- ④ 日本国憲按（明治十一年五月訂本）
- ⑤ 国憲按ヲ進ムル復命書（明治十一年六月二十日供計五本浄書済）
- ⑥ 進国憲按報告書（明治十一年七月九日改正）
- ⑦ 日本国憲按（明治十一年七月定本）
- ⑧ 明治十三年七月二十八日報告書
- ⑨ 国憲草按（明治十三年四月廿七日浄写校正済、同七月七日改定）
- ⑩ 進国憲草按報告書（明治十三年）
- ⑪ 国憲草按ヲ進ムル報告書（明治十三年十月九日）
- ⑫ 国文国憲草按（明治十三年十二月二十七日浄書校正）
- ⑬ 国憲履歴大略（明治十四年十月二十八日松岡正盛記）
- ⑭ 国憲草案（明治十三年上奏済）
- ⑮ 国憲草按ヲ進ムル報告書（明治十三年十二月）
- ⑯ 国憲草按

⑰ 明治二十年憲法草案

⑱ 国憲草按各議官意見書（草稿）

右の内、⑧及び⑭には何の史料も綴じられていないから、恐らく⑧「明治十三年七月二十八日報告書」は⑨「国憲草按（明治十三年四月廿七日浄写又校正済、同七月七日改定、人見松岡校済）」と⑩「進国憲草按報告書（明治十

三年」とを、⑭は⑮「国憲草案按ヲ進ムル報告書(明治十三年十二月 付箋・・上奏済ノ部)」と⑯「国憲草案」とを各々その内容とするものであらう。

また⑬「国憲履歴大略」と⑭「国憲草案」との間に

国憲草案議官柳原前光福羽美静等奉

勅所草也其受

勅明治九年九月而進奏之在十三年十二月焉恒之以十四年十二月受之元老院管編輯事其関涉文書稿本藏在籠中表然成堆恐其散佚理為一卷以見其始末此他猶有稿本引書數卷併藏以供勸考之便云

明治二十年九月

第三課長四屋恒之跋

なる文書が綴じられているから、国憲草案始末を編纂したのは元老院の第三課長であつた四屋恒之であり、その年月は明治二十年九月であつたことが知られる。

ちなみに、最後から二番目の⑯「明治二十年憲法草案」には「憲法草案ハ明治十三年十二月ヲ以テ進奏ヲ了シタルコトハ国憲草案始末尾ニ明記セリ然ニ本書ハ表題ニ明治二十年ト傍記セリ故ニ本書ハ恐クハ元老院国憲取調委員ノ手ニ成リシモノニ非サルヘシ暫ク疑ヲ記ス 明治三十三年十月」との付箋があるが、付箋の言うとおりに、これは元老院起草のものではなく、ロエスレルの起草した憲法草案である。

三 国憲按の編纂過程 その(一)

前節で概観した『国憲草案始末』には⑬に『国憲履歴大略』と題する史料が綴じられている。これは、元老院八等書記生の松岡正盛が明治十四年十月二十八日に、元老院で行なった国憲按編纂事業をほぼ年代順に記録したものである。そこに記されている事項は総てで二十四項目と短いものであるけれども、従来未詳であった事柄が幾つも記されており、我々を益するところ大なるものがあるので、適宜節を分けてこれを紹介し、元老院国憲按の編纂過程を眺めることにしたい。

この『国憲履歴大略』には先ず明治九年九月七日に「勅語」が下されたこと、次いで九月八日に柳原議官・福羽議官・中島議官・細川議官の四人が国憲取調委員に任命されたこと、そして同年同月廿八日に議長が岩倉右大臣に書翰を出したなどが極めて簡略に記録された後、第四番目に

同年同月十五日

欧洲各国憲法訳書ヨリ我国憲ニ載ル可キ箇条

故横山由清ノ令ニ拠リ

湯川松岡調査

なる記事がある(「令ハ命ナラン」との付箋あり)。ここに名の挙がっている横山由清よしくはは明治九年の「官員録」の元老院の項目に少書記官従六位として記されている人物であつて、国憲取調局懸りに任命されていた。「故」とあるの

は、『国憲履歴大略』が起草される前の明治十二年十二月に没したからである。湯川は「官員録」に権大書記生湯川貫一とある人物で、九月八日に河津祐介・横山由清・安居修蔵と並んで国憲取調局懸りに任じられている。松岡とは、『国憲履歴大略』を纏めた松岡正盛で、当時の肩書きは元老院十五等出仕である。

さて、この記事により、明治九年九月十五日に横山が湯川・松岡兩名に命じて歐洲各国憲法の翻訳書から国憲に記載すべき条文を調査させたことが知られるが、この事実は極めて貴重な情報を我々に提供してくれる。それというのも、横山は元老院設置以前、既に制度御用掛語箋編輯として法律制度整備の仕事を勤め、しかも元老院設置直前の立法機関であった左院に於いても国憲草稿取調掛として憲法の調査を行なっていたからである。一例として左院時代の次の史料を掲げておこう（憲政資料室所蔵憲政史編纂会収集文書五三八―二）。

明治七年九月七日

大臣

参議

議長

御国憲取調之儀ニ付三等出仕松岡時敏外二名別紙之通申立候処右ハ尤之儀ト有之就テハ申立之通御允裁相成度此段上陳仕致候

「別紙」

私共先達テ御国憲草稿取調掛被仰付居候処過日来徳大寺宮内卿殿申立之旨趣モ有之右御用掛人員相増可申元来

重大之事件ニ付彼是ト異儀ヲモ生ジ取纏兼候儀モ可有之儀ニ付大臣殿下之中御老人勅旨ヲ以御国憲取調総裁被仰付候ハ、万事御都合宜鋪ト奉存候 年山内中納言殿議事体裁取調総裁被命候前例モ有之旁可然様御上裁ヲ乞ヒ被下度此段相伺候也

九月七日

五等議官 横山由清

四等議官 尾崎三良

三等出仕 松岡時敏

伊知地議長殿

佐々木副議長殿

左院に於いて一体どのような国憲取調が行なわれていたのかは殆ど知られないけれども、横山がその取調掛の一員であったことはこれで明かである。その横山が引き続き元老院に於いても国憲取調懸りとなっているのであるから、国憲按起草の上でも重要な役割が期待されていたに相違ない。そこで私は、横山こそが国憲按起草の中心的な人物であったのではないかと見当をつけ、横山の遺文書を精査すれば何か出てくるのではないかと思つたが、佐々木信綱の紹介で東京大学法学部法制史研究室に寄贈せられた横山の蔵書は、残念ながら関東大震災で焼失してしまつた由である。しかし幸い、佐々木が「横山由清翁稿本並手沢本目録」なる寄贈書目録を残してくれており、それに

日本帝国々憲按 一 由清翁稿本

と見えている(横山由清「日本田制史」、大正十五年大岡山書店刊、付録二頁参照)。後述の通り、明治九年十月十四日に成

った国憲按は始めその題名が「日本帝国国憲按」となっていたし、また金子堅太郎も

此草案ハ最初ハ日本帝国国憲ト書イテアルノ最後ニ至リ日本帝国ノ四字ヲ削ツテ単ニ国憲ト書イテアル、と述べ(前掲『明治憲政経済史論』五七頁)、最初は「日本帝国国憲」と書いてあったと記しているから、右の「日本帝国々憲按」が元老院に於ける憲法草案であることは殆ど疑いなく、しかも「由清翁稿本」とあるところから、横山が国憲按の実質的な起草者であったのではないかという私の憶測も、全くの的外れというわけではなからう。

四 国憲按の編纂過程 その(二)

「国憲履歴大略」の第五番目に

同年同月十九日

皇族ヲ以テ永世ノ一族トスルノ議

帝室ノ歳俸ヲ定ムル議

とあり、第六番目には

同年同月廿一日

皇族海外ノ例

とあり、三つ飛ばして第十番目の明治九年十月の記事には

同年同月

国憲按ニ載スル所ノ皇帝所有ノ不動産及歳入ノ事ニ就テ予定スル所ノ意見按

帝位継承 即位ノ宣誓 即位詔 立太子詔

帝室神事祭典ノ議

横山由清調査

とあつて、国憲按起草の為に皇室及び皇族の問題について協議されたことが記されているが、これらのうち明治九年九月十九日の「皇族ヲ以テ永世ノ一族トスルノ議」は、浅井氏の『元老院の憲法編纂顛末』八九頁以下に翻刻せられてゐる。「皇族ヲ永世ノ一族トスルノ議」ニ付テ更ニ其私産ヲ定メ其名称ヲ異ニスヘキノ議」と關係があらう。これによれば、「皇族ヲ以テ永世ノ一族トスルノ議」は議官細川潤次郎が上陳したものであつて、「皇統継嗣ヲ求ムルノ道ヲ広メ、人臣大位ヲ僥倖スヘキノ念ヲ絶チ、国民ヲシテ万一ノ際杞憂ヲ抱クノ恐レヲ予防ス」という内容の論説であつたらしい。同日の「帝室ノ歳俸ヲ定ムル議」については詳らかにしない。

九月二十一日の「皇族海外ノ例」は、英国やドイツに於ける皇族の範圍及び「モルガナチック婚姻法」を調査したものであつて、現物が國學院大学図書館梧桐陰文庫に所蔵されてゐて、「明治九年九月廿一日細川議官へ出ス」「元老院意見附録」なる識語も存在している（A一八）。既に小嶋和司氏の「帝室典則について——明治皇室典範初期史の研究——」（同氏『明治典憲体制の成立』木鐸社、昭和六十三年、七二頁以下）に翻刻せられてゐるけれども、それには若干の誤りがあるので以下に全文を掲げておこう。

皇族海外ノ例

英国ニ於テハ世代ノ幾何ヲ問ハスシテ皆之ヲ皇族トス現今大位ヲ嗣ク可キ皇族ノ員甚タ少クシテ他日其員ノ制

限ヲ立テ帝室ノ費用ヲ減ス可キノ必要タルヲ見出サルナリ然レモ近日議院ニ於テ将来皇族ヲ待ツノ何如ン
ス可キヤヲ論スル者アリ其事英国ノ新聞紙上ニ記載セリ

日耳曼諸国ニ於テハ其国疆域甚小ニシテ歳入多カラザル者多シ故ニ皇族ノ員大ニ増加スルニ及ンテハ支給ノ費
ヲ弁スルニ由ナキヲ以テ中世以来慣用スル一法アリ之ヲ「モルガナチック、アルリエージ」一名「レフトハン
デット、マルリエージ」ト称スル一種ノ婚姻法アツテ其婚姻中ヨリ生ジタル子ハ其父ノ有スル尊号ヲ伝承スル
ノコトナシ其事ハ「ブーフヒール」氏字書中ニ見ユ撮訳左ノ如シ

「モルガナチック」婚姻法

此婚姻法ハ貴族及顕著ナル身位ノ一男ノ卑賤ナル身位ノ一女ト婚スル法ニ適シテ離異ス可カラザル交際ニシテ
其契約ニハ其女ト子トハ決シテ其配偶ノ称号、徽章、爵位ヲ享ケ又ハ其相続人トナルコトナシ然レモ此契約ニ由
テ女ト子トニ与フ可キ定分アル者ナリ

此交際法ハ中世ニ在テハ数々之ヲ行ヒタリ其婚姻ノ式ハ厳正ニ行ヒ其交際ハ終身離異ス可カラザル者トシ其子
モ法ニ適シタル者ト看做ス但相続ノ權ナキノミ

第十番目ノ横山由清が調査した「国憲按ニ載スル所ノ皇帝所有ノ不動産及歳入ノ事ニ就テ予定スル所ノ意見按」
「帝位継承 即位ノ宣誓 即位詔 立太子詔 帝室神事祭典ノ議」のうち前者の意見按は、浅井氏の前掲書八六頁以
下に翻刻されているものであり、後述の国憲按第四章「帝室経費」第一条には皇帝所有の不動産が規定されている
ので、この規定に即して帝室所有の不動産、皇族所有の不動産を確定すべきことを述べたものである。なお同じ十
月に横山は「国憲案ニ依テ旧制ヲ改革スヘキ宮内省ノ事務章程」という意見書も書き(前掲浅井著九二頁以下参照)、帝

室私有財産及び歳入の管理を宮内省の主たる事務にすべきことを主張しており、横山が国憲按起草に深く係わっていたことが知られる。

さて、『国憲履歴大略』の第七番目には

同年十月十四日

国憲按準拠書目成ル

とあり、第八番目に

同年同月

日本国憲按校

とあり、そして第九番目に

同年十月

日本国憲ヲ進ムル復命書

委員議官撰テ議長ニ出セシト思考ス

とあるように、明治九年十月十四日には元老院国憲按の所謂第一次案が完成し、ほぼ同時に「国憲按準拠書目」及び「日本国憲ヲ進ムル復命書」も作成された。国憲按が十月十四日に完成したことは、『国憲草案始末』に載せられている最初の草案に「明治九年十月十四（日脱カ）繕写校読原本」という識語のあることで確かめられる。現在学界に知られている国憲按第一次案は国立国会図書館憲政資料室所蔵陸奥宗光文書に収められているものであって、稲田氏の『明治憲法成立史』上巻二九二頁以下に全文翻刻せられており、前掲家永他編『明治前期の憲法構想』も

これに依拠している。しかるに私が陸奥文書及び『国憲草案始末』所載の草案とこれら翻刻とを比較対照したところ、翻刻に僅かではあるが誤りがあることがわかったので、煩を厭わずに以下に全文掲げておくことにする。なお先に言及したように、第一次案の題名は当初「日本帝国国憲按」であり、「帝国」の二字がミセケチになっていることを附記しておく。

日本国憲按

第一篇

第一章 皇帝

第一条 日本帝国ハ万世一系ノ皇統ヲ以テ之ヲ治ム

第二条 皇帝ノ身体ハ神聖ニシテ侵ス可カラザル者トシ又何レノ責ニモ任スルコトナカル可シ

第三条 皇帝ハ行政ノ権ヲ統フ

第四条 皇帝ハ諸官吏ヲ命シ及之ヲ免ス

第五条 皇帝ハ法律ヲ確定シ及之ヲ布告ス

第六条 皇帝ハ陸海軍ノ大元帥ニシテ便宜之ヲ派遣スルコトヲ得但シ武官ノ黜陟及退老ハ法律ヲ以テ定メタル例

規ニ從ツテ皇帝之ヲ決ス

第七条 皇帝ハ戦ヲ宣シ和ヲ講スルノ権ヲ有ス然レ臣国財ヲ費シ国境ヲ変スルガ如キ条約ハ元老院ノ承認ヲ得

ルニ非サレハ其力ヲ有セス

第八条 皇帝ハ罪犯ヲ赦免シ及ヒ減輕スルノ権ヲ有ス

第九条 皇帝ハ貨幣ヲ造ルコヲ命ス

第十条 皇帝ハ元老院及ヒ其他ノ議會議ノ類^{地方官會議ノ類}ヲ徵集シ又ハ其集会ヲ延ハシ及ヒ其閉会ヲ命ス

第十一条 皇帝ハ位記爵称及賞牌ヲ賜與ス

第二章 帝位繼承

第一条 現今統御スル皇帝ノ子孫タル可キ者ヲ以テ帝位繼承ノ正統ノ裔トシテ帝位ヲ世伝ス

第二条 繼承ノ順序ハ嫡長入嗣ノ正序ニ循フ可シ尊系ハ卑系ニ先チ同系ニ於テハ親ハ疎ニ先チ同族ニ於テハ男

ハ女ニ先チ同類ニ於テハ長ハ少ニ先ツ

第三条 前条ニ定メタル次序ニ依リ帝位ヲ繼承ス可キノ皇統在ラザル^{諸親王家}ハ皇族ノ中親疎ノ次序ニ依リ帝位

ヲ繼承ス可シ

第四条 女主入テ嗣ク^キハ其夫ハ決シテ帝国ノ政治ニ干與スルコト無カル可シ

第五条 特別ノ場合ニ際シ帝位繼承ノ次序ヲ變異スルコトヲ必要トスルコトアル^キハ元老院ノ承認ヲ得ヘシ

第六条 即位ノ礼ヲ行フニ方ツテハ元老院集会ノ前ニ於テ国憲ヲ確守スルノ誓ヲ宣フ

第三章 皇帝未成年及其摂政

第一条 皇帝ハ滿十八歳ヲ以テ成年トス

第二条 皇帝未成年タルノ間ハ繼承ノ次序ニ依リ皇族ノ中最親ニシテ滿二十歳以上ノ者摂政ノ職ニ任ス可シ

第三条 男統ノ皇族在ラザル^キハ母后摂政ノ職ニ任ス可シ

第四条 以上ニ掲載スル所ノ摂政職ニ關スル定メハ成年ナル皇帝ノ政ヲ親ラスルコト能ハザル状アル時ニモ亦準

扱ス可キ者トス此時ニ於テ若シ満十八歳ノ太子アルキハ此太子摂政ノ職ニ任ス可シ

第五条 摂政ハ元老院集会ノ前ニ於テ未成年ノ皇帝ニ忠誠ヲ竭シ且国憲ヲ確守スルノ誓ヲ宣フ可シ

第六条 摂政在職ノ間ハ国憲ノ中一ノ改正ヲ行フコトヲ得ス

第四章 帝室経費

第一条 皇帝ノ所有ニ属スル不動産ハ一般ノ法律ヲ以テ之ヲ管理ス

第二条 皇帝ノ在位間ニ得タル不動産ハ之ヲ贈遺スルコト自由ナリトス若シ其在位中贈遺ヲナサザルキハ之ヲ以

テ帝領世伝ノ者トス

第三条 皇帝及皇族ノ歳入ハ每即位ノ時法律ヲ以テ之ヲ定ム

第四条 皇居及離宮ノ建築及修繕ハ国库ヨリ其費用ヲ供ス可シ

第五条 皇后寡居シ及ヒ太子ノ満十八歳ニ至ルキハ国库ヨリ歳入ヲ受ク太子妃ヲ納ル、キハ其数ヲ倍ス但シ歳

入ノ数ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第二篇

帝国

第一条 凡ソ我帝国ノ土地現今区域ノ内ニ在ル者日本帝国ヲ成ス

第二条 帝国州邑ノ疆界ハ法律ニ由ルニ非サレハ之ヲ変易スルコトヲ得ス

第三条 藩属地ノ政治及事務ハ別段ノ法律ヲ用ユ

第三篇

国民及其權利義務

第一条 凡ソ我カ日本帝国ノ人民タル者ハ皆日本国民ノ權利ヲ有ス

日本国民ノ權利ハ如何シテ之ヲ得或ハ之ヲ失フカハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第二条 凡ソ日本国民タル者ハ法律ニ於テ平等トス

第三条 内外人ヲ論セス凡ソ帝国内ニ在ル人民ハ其身体及財産ノ保護ヲ受ク但シ外国人ノ為ニ定ムル特条ハ此

例ニアラス

第四条 凡ソ国民ハ法律ニ定メタル特条ノ外均ク公權私權ヲ享有シ又タ文武ノ官職ニ任スルコヲ得

第五条 凡ソ国民ハ国費ヲ支ユル為メ応当ノ貢入ニ参加スルノ義務ヲ有ス

第六条 兵役ハ凡ソ日本国民ノ義務タリ徵募ノ方法ト服役ノ期限トハ別段ノ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七条 人身ノ自由ハ侵ス可カラザル者トス○法律ニ定メタル場合ニ当リ及ヒ法律ニ掲ケタル規程ニ循フニ非

ザレハ之ヲ拘引拿捕若クハ囚禁スルコヲ得ス

第八条 遷徙ノ自由ハ兵役ノ故ヲ以テスルノ外ハ之ヲ制限スルコヲ得ス

第九条 住居ハ侵ス可カラザル者トス○法律ニ定メタル場合ニ当リ及ヒ法律ニ掲ケタル規程ニ由ルニ非ザレハ

住居ニ進入シ及ヒ之ヲ檢探スルコヲ得ス

第十条 変異ノ場合ニ当リ国安ヲ保ツカ為メノ故ヲ以テ帝国ノ全部若クハ局部ニ於テ前二条ノ憲法ヲ停止スル

コヲ必要トスルキハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 財産ハ侵ス可カラザル者トス○公益ノ故ニ由リ及法律ニ定メタル場合ニ当リ及ヒ法律ニ掲ケタル規

程ニ由リ而シテ預メ応当ノ賠償ヲナスニ非ザレハ何人モ其私有ヲ褫ハル、コナカル可シ

第十二条 信書ノ秘密ハ侵ス可カラザル者トス○凡ソ信書ヲ勾収スルハ法律ニ定メタル場合ニ当リ及ヒ法律ニ掲ケタル規程ニ由ルニ非サレハ之ヲ行フコトヲ得ス

第十三条 日本国民ハ豫メ監査ヲ受クルコトヲナク出版ニ由テ其意思若クハ論説ヲ公ケニスルコトヲ得但シ法律ニ対シテ其實ニ任ス可シ

第十四条 日本国民ハ各自ニ信仰スル所ノ宗旨ヲ奉スルコト自由ナリトス然レモ民事政事ニ妨害ヲナスハ之ヲ禁ス

第十五条 日本国民ハ兵器ナク平穩ニ集会スルノ權又タ会社ヲ結フノ權ヲ有ス但シ此權ノ受用ハ別段ノ法律之ヲ定ム

第十六条 日本国民ハ各自ニ上言ノ權ヲ有ス然レモ連衆一名ニテ上言スルコトヲ得ス但シ官ニテ認メタル会社ニ限り連衆一名ニテ上言スルコトヲ許ス此場合ニ於テハ其会社ノ事件ニ付テノミ上言スルコトヲ得

第十七条 凡ソ日本国民ハ皇帝ノ許可ヲ得ルニ非レハ外国ノ賞牌尊称及養老銀ヲ受クルコトヲ得ス

第四篇

第一章 立法權

第一条 立法ノ權ハ皇帝ト帝國議會ト二分ツ故ニ皇帝ハ議案ヲ下附シ議會ハ其議案ヲ上奏スルコトヲ得

第二条 帝國議會ハ元老院及ヒ其他ノ議會ヨリ成ル

第三条 法律ヲ申明シテ一般ノ定例トナスハ立法權内ニ屬ス

第二章 元老院及其權利

第一条 元老院議官ハ定員ナシ皇帝ハ左ニ開載スル各人ノ内ヨリ特選シテ議官トス

一 華族

一 勅任官ニ昇リシ者

一 国ニ功勞アリシ者

一 政治法律ノ學識ヲ有スル者

第二条 皇族ハ元老院議官タルノ權ヲ有ス議長ノ下議官ノ上ニ坐ス可シ滿十八歳ニシテ院中ニ參入シ滿二十歳

ニシテ公議ノ權ヲ有ス

第三条 元老院ノ議長及副議長ハ皇帝之ヲ選フ

第四条 元老院ハ立法ノ權ヲ受用スルノ外左ノ諸事ヲ掌ル

一 諸大臣ノ罪ヲ論告スルコト

一 国憲ニ掲ケタル場合ニ於テ外国條約及帝位繼承ノ次序ヲ變易スルノ承認ヲナシ及ヒ皇帝即位ノ時又ハ

摂政在職ノ初ニ方ツテ其宣誓ヲ聽クコト

一 立法ニ関スル上言書ヲ受クルコト

第五条 元老院ハ諸大臣ノ出頭ヲ求ムルコトヲ得又タ諸大臣出頭シテ意見ヲ陳フルコトヲ得但シ決議ノ數ニ加ハラ

ス

第六条 議官ハ過半数列席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第七條 元老院ハ過半数ヲ以テ可否ヲ決定ス

第八條 元老院ノ會議ハ公行トス然レハ議長若クハ議官五人ノ求メニ依リ密会ヲ行フコトヲ得

第九條 議官ハ其職ヲ行フニ付キ發言シタル意見ノ為メ審糾セラル、コトナシ但シ院中ノ條例ニ循フハ此例ニアラス

第十條 議官ハ現行犯ヲ除クノ外元老院ノ許可ヲ得スシテ拘引拿捕セラル、コトナシ

第十一條 皇帝崩シ又ハ其位ヲ辞スルニ当リ会マ元老院ノ開会セザルキハ預メ召集ノ命ナクトモ直チニ自ラ集會ス可シ

第十二條 凡ソ議官タル者ハ國憲ヲ確守スルノ誓ヲ宣フ

第五篇

行政權

第一條 皇帝ハ諸大臣ヲ任シ及ヒ之ヲ免ス

第二條 諸大臣ハ職務ニ付テノ責ニ任ス法律及ヒ一切ノ文書ハ大臣一人ノ署名アラザレハ其力ヲ有セス

第三條 凡ソ諸大臣ハ國憲ヲ確守スルノ誓ヲ宣フ

第六篇

司法權

第一條 司法權ハ上下等裁判所ニ由リ皇帝ノ名ヲ以テ之ヲ施行ス上下等裁判所ハ法律ヲ除クノ外它ノ權威ニ從フコトナシ

第二条 凡ソ裁判ハ皇帝ヨリ任シタル裁判官ニ由リ皇帝ノ名ヲ以テ宣告ス

第三条 皇帝ノ任シタル裁判官ノ三年間在職シタル者ハ審判ノ故本人ノ願及老退ノ故ニ非スシテ免黜セラル、
コナシ

第四条 上下等裁判所ノ構制権任ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム○法律ニ定メタル場合ヲ除クノ外裁判ヲ行フカ為メ特
別ノ裁判所ヲ設クルコヲ得ス

第五条 陸海軍裁判所ノ権任ハ別段ノ法律ヲ用ユ

第六条 日本帝國ニ一ノ大審院ヲ置ク

第七条 大審院ハ法律ニ掲ケタル職務ノ外元老院ノ論告シタル諸大臣及元老院議官ノ罪ヲ審判ス

第八条 大審院及裁判所ノ検事ハ皇帝之ヲ任シ及ヒ之ヲ免ス

第九条 民事刑事ノ別ナク裁判所ノ裁判ハ公行トス然レモ国安及ヒ風儀ニ関スルニ由リ特例ヲ設クル者ハ公行
ヲ停ムルコヲ得

第十条 凡ソ裁判ハ必ス理由ヲ付ス

第十一条 凡ソ司法ノ官吏ハ国憲ヲ確守スルノ誓ヲ宣フ

第七篇

會計

第一条 政府ハ毎年翌年ノ国費概算表及ヒ国費ヲ支ユ可キ意見書ヲ元老院ニ送致シ且租税ノ徴収及ヒ其費用ヲ
ナセシ報告書ヲ送致シテ以テ其検査ト承認トヲ得可シ

第二条 法律ノ承認ヲ得ザル租税ハ之ヲ賦課スルコトヲ得ス

第三条 凡ソ租税ニ係リ苟モ特准ヲ與フルコトヲ得ス

第四条 国債ハ法律ノ承認ヲ得ルニ非サレハ之ヲナスコトヲ得ス○政府ヨリ其債主ニ対スルノ義務ハ侵ス可カラザル者トス

第五条 貨幣ノ斤量品性及価値ハ法律之ヲ定ム

第八篇

国憲修正

第一条 立法権ハ国憲中某条ノ脩正ヲ要スルコトヲ宣告スルノ権ヲ有ス

第二条 国憲ノ脩正ヲ議スルニ方ツテハ元老院議員少クトモ三分ノ二列席セザルキハ其事ヲ議スルコトヲ得ス而シテ少クトモ之ヲ可トスル者三分ノ二ニ盈タザレハ変更ヲナスコトヲ得ス

附録

第一条 此ノ国憲施行ノ日ヨリ始メ此ノ国憲ニ抵触スル法律ハ之ヲ廃ス

第二条 此ノ国憲ニ掲ケタル皇帝及ヒ諸大臣議員及司法官吏ノ誓ヲ宣フルコトハ此ノ国憲施行ノ日ヨリ直ニ之ヲ行フ可シ

この日本国憲按と同じ頃に出来た「日本国憲按準拠書目」について、稲田氏はやはり陸奥文書中のものを挙げておられるので、憲政資料室で陸奥文書を閲覧したところ、それには国憲按第一次案の条文の後に準拠した西洋諸国憲法の条文番号が記されていた。ところが都立中央図書館所蔵の『日本国憲按』(旧日比谷図書館蔵)には条文番号のみな

らず、条文そのものも書き記されている。今参考までに国憲按第一条を掲げると、以下の如くである（但し理由は不明であるが、第一篇第二章自第一条至第六条の箇所が存在しない）。国憲按条文は墨書、その後の外国憲法の条文は朱書である。

第一条 日本帝国ハ万世一系ノ皇統ヲ以テ之ヲ治ム

○瑞典 第一款

瑞典ハ王治世襲ノ国タルヘシ其継統ノ順序ハ王位相統ノ法律ニ従フ可シ

○九一七 第五十七条

国王ノ權ハ一ニシテ分ツヘカラサル者ニシテ女子及女子ノ子孫ヲ除クノ外年長ノ順序ヲ以テ伝ヘ託スル者ナリ

○伊太利 第二条

国ハ立憲政体ニ依テ統治ス王位ハ「サリーク」女子ニ王位ヲ伝ヘサルノ法ヲ以テ男統世襲トス

○丁抹 第一条

国ハ立憲政体タリ王位ハ世襲トシ嗣位ノ順序ハ一千八百五十三年七月三十一日ニ制定シタル法律ノ第一条及七第二条ニ拠ル

○英史附録 第二丁目ヲモテ

英ノ王統ハ男女ヲ扱マスシテ必ラス血胤ノ最モ近キ者ヲ以テ嗣ト定ム然レ其ノ正統ヲ距ルコト相齊シケレハ

男ヲ先ニシ女ヲ後ニス或ハ先王ノ子ニ長女及ヒ次男アレハ男ヲ先ニシ而シテ後チ順ヲ以テ女子ニ推シ及ホス其繼承甚タ厳ニシテ決シテ次ヲ踰エスウヰルレム第一世ヨリ今千八百七十三年ニ至ルマテ三十五王八百十四年其女子ノ統ノ入テ立ツ毎ニ名ク故ニ朝名ヲ革ムルコト五回ナレト其実ハ一系ナリ

陸奥文書中の準拠書目にも右外国憲法の条文番号は列挙されているけれども、どういふ訳か、最後の「英史附録」は言及されていない。また、憲政資料室所蔵の「日本国憲按(日比谷図書館本)」「(憲政資料室収集文書目録五三八―一五)は現都立中央図書館本を写したものであるが、忠実に写したのではなく、外国憲法の条文番号のみを記し、文章は省略してある。いずれにしても、この都立中央図書館本「日本国憲按」は貴重なものであって、明治九年当時の国憲按起草の様子を窺う好史料である。

五 国憲按の編纂過程 その(三)

従来の研究では、国憲按第一次案が起草された翌明治十年にどのような作業が行なわれたのか、全く不明であったが、『国憲履歴大略』にはこの年度のものとして第十一番目に

明治十年

日本国憲按引書成ル

第十二番目に

明治十年十二月三日

日本国憲按校

そして第十三番目に

同年同月

日本国憲案現行例

小田切盛徳調査

と、三つの記事を載せている。

最初の「日本国憲按引書」はおそらく宮内庁書陵部所蔵の『国憲取調書類 第四』であろう。これも『国憲草案 始末』と同じく金子堅太郎旧蔵本を臨時帝室編修局が謄写したものであって、本書見返しに

台本出処 子爵金子堅太郎

採集人名 藤波副総裁

採集年月 大正十一年七月

校 正 前田政徳

謄写人名 青木十郎

とあり、扉に

日本国憲案引書

元老院国憲取調委員

国憲取調書類 第四冊

と書かれ、臨時帝室編修局蔵印が押されている。

この日本国憲案引書は先ず

西班牙王国建国法千八百四十五年五月廿三日公布シ
千八百五十六年九月十五日復興ス

第五篇 国会ノ会期及職掌

第二十六条 国会ハ毎歳集合ス其之ヲ召集シ延期シ及ヒ会期ヲ中寝シ或ハ代議士院ヲ散解スル等ノ權ハ国王ニ

属ス増補律例第
六条参看

第六篇 国王

第四十二条 国王ノ身体ハ神聖ニシテ侵スヘカラス又責任トスル処ナシ

執政ハ責任アリ

第四十三条 法律ヲ執行セシムルノ權ハ国王ニ属ス凡ソ建国法及ヒ法律ニ依準シテ内国ノ康寧ヲ保シ外国ト平

和ヲ存スル等ニ係ルコトハ皆其權内ニ在リ

第四十四条 国王ハ法律ヲ制可シ及ヒ之ヲ公布ス

第四十五条 国王ハ其建国法ニ依テ認許セラル、所ノ特權ノ外猶ホ左ニ掲クル權ヲ執行ス

第三 法律ニ依照シ罪人ヲ赦宥スル事

第四 戦ヲ宣シ和ヲ講スル事但シ之ヲ為スノ後其必要ナル説明及ヒ文牒ドクメントヲ国会ニ告示セサルヘカラス

第七 貨幣ノ鑄造ヲ指揮シ自己ノ肖像及ヒ名ヲ模写セシムル事

第四十八條 國王及ヒ王族ノ官費ハ各王臨御ノ始メ国会ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第七篇 王位ノ承継

第五十條 西班牙國ノ王位承継ハ嫡長入嗣ノ正序ニ循フヘシ乃チ尊系卑系ニ先タチ同系ニ於テハ近族疎族ニ先タチ同族ニ於テハ男女ニ先タチ同類ニ於テハ長少ニ先タツ

第五十一條 「アルボン」家ノ公主「イザベル」二世ノ正統裔ノ系絶ユル時ハ「イザベル」ノ妹及ヒ「イザベル」ノ父ノ伯叔父母、兄弟姉妹并ニ其後裔ニシテ王位繼承ノ權ヲ剝カレサル者男女ヲ論セス男女均シク王位ヲ繼承クノ權アリ前條ニ定メタル順序ニ依リ王位ヲ入嗣セシムヘシ

第五十四條 女王王位ニ在ル時其夫ハ決シテ王國ノ政治ニ與カラス

第八編 國王ノ未成年ノ事及ヒ摂政官

第五十五條 國王ハ滿十四歳ニ至ルマテ未成年トナス

第五十六條 國王未成年ナレハ王ノ父若クハ母摂政ノ職ニ任ス父母共ニ缺クル時ハ建國法ニ定メタル王位承継ノ次第ニ循ヒ王ノ最親ノ者之ニ任ス而シテ摂政ハ國王未成年ノ間ハ常ニ其職ヲ執行スベシ

第五十七條 王ノ最親ノ者摂政職ヲ行フニハ滿二十年ノ西班牙人ニシテ王位承継ノ權ヲ剝カレサル者ヲ要ス

第五十八條 摂政ハ国会ノ前ニ於テ未成年ノ國王ニ忠誠ヲ効シ及ヒ建國法ト法律ヲ踐守スルノ誓詞ヲ宣フヘシ

国会未タ会セサル時ハ摂政即時ニ之ヲ召集ス可シ此時ニ在テハ先ツ仮リニ執政議會ノ前ニ於テ誓詞ヲ宣ヘ
仍ホ国会ノ会シタル時直チニ之ヲ申ヌルコトヲ約ス可シ

第六十條 國王政ヲ親ラスルコト能ハスシテ国会ニ於テ其情実ヲ認メタル時ハ其之ヲ能スルニ至ルマテノ間摂政職

ヲ王ノ長子満十四歳ニ至レル者ニ委スヘシ若シ其缺クル時ハ之ヲ王ノ配遇者^(マテ)ニ委スヘシ亦タ其缺クル時ハ之ヲ其撰政官ニ任セラル可キ者ニ委スヘシ

というスペイン憲法の条文が引用され、続いて普魯西王国建国法、白耳時建国法、仏国建国法、露西亜国、仏蘭西建国法(千七百九十一年)、仏国建国法(千八百三十年)、瑞士聯邦建国法(千八百四十八年九月十二日公布)、葡萄牙及亜利牙爾威王国建国法、仏国元老院決定書(千八百四年)、瑞典国憲(千八百六十六年改定)、北亞米利加合衆国憲法、仏朗西法律書憲法(千八百五十二年一月十四日ノ憲法ヲ釈明シ且之ヲ更改スル千八百五十二年十二月五日ヨリ三十一日ニ至ル元老院決定書)、独逸国憲(千八百七十一年四月十六日独逸帝国ノ国憲)、丁抹国憲(一千八百六十五年十一月七日兩院ニ於テ決定シ一千八百六十六年七月二十八日国王ノ許可ヲ得タル者)、英史附録などから、国王や摂政に関する条文が右のスペイン憲法と同様の形で、いわば洗いざらい抜き書きされている。

その後

日本国憲按引書

第二篇

目録

普魯西建国法

白耳時建国法

荷蘭国建国法

瑞典建国法

伊太利建国法

九一建国法

西班牙建国法

四七八八国建国法

葡萄牙建国法

とあつて、以下この目録に記された順序で各国建国法の条文が多数引用されている。そして第二篇が終われば今度は第三篇の目録及び各国の建国法の条文というように続き、国憲按の篇数どおりに最後の附録に至るまで、各国建国法の目録と条文が列挙せられているのであるが、ここで注目すべきことは、この第二篇から最後の附録に至るまで、各国建国法の条文の上欄には「第二篇第一条」とか「第二篇第二条」とかと、日本国憲按の条文番号が記されていることである。これ恐らく、前節で紹介した日本国憲按準拠書目の如きものを作成する前段階のものであろうが、詳細な分析は後考を待つことにしたい。

第十二番目に書かれている明治十年十二月三日の「日本国憲按校」は、『国憲草案始末』の②に綴じられているものであつて、それにも「明治十年十二月三日校」という識語がある。この国憲按は、明治九年の第一次案の規定のうち帝位継承の規定を多少変更し、女主の規定を削除し、皇帝所有の不動産に関する規定を削除したほか、いくつかの語句を改めているだけで、ほぼ第一次案をそのまま踏襲したものであるが、参考のために以下に全文を翻刻しておこう。

日本国憲按

第一篇

第一章 皇帝

第一条 日本帝国八万世一系ノ皇統ヲ以テ之ヲ治ム

第二条 皇帝ノ身体ハ神聖ニシテ侵ス可カラサル者トシ又何レノ責ニモ任スルコナシ

第三条 皇帝ハ行政ノ權ヲ統フ

第四条 皇帝ハ諸官吏ヲ命シ及ヒ之ヲ免ス

第五条 皇帝ハ法律ヲ確定シ及ヒ之ヲ布告ス

第六条 皇帝ハ陸海軍ヲ指揮シ便宜之ヲ派遣スルコヲ得但シ武官ノ黜陟及ヒ退老ハ法律ヲ以テ定メタル例規ニ

從ツテ皇帝之ヲ決ス

第七条 皇帝ハ戰ヲ宣シ和ヲ講スルノ權ヲ有ス然レハ国財ヲ費シ国境ヲ変スルカ如キ條約ハ元老院ノ承認ヲ得

ルニ非サレハ其力ヲ有セス

第八条 皇帝ハ罪犯ヲ赦免シ及ヒ減輕スルノ權ヲ有ス

第九条 皇帝ハ貨幣ヲ造ルコヲ命ス

第十条 皇帝ハ元老院及ヒ其他ノ議會ヲ徵集シ又ハ其集会ヲ延ハシ及ヒ其閉会ヲ命ス

第十一条 皇帝ハ尊称及ヒ賞牌ヲ賜與ス

第二章 帝位繼承

第一条 現今統御スル皇帝ノ子孫タル可キ者ヲ以テ帝位繼承ノ正統ノ裔トシテ帝位ヲ世伝ス

第二条 繼承ノ順序ハ嫡長及ヒ入嗣ノ正序ニ由リテ太子若クハ其男統ノ裔入テ嗣ク太子男統ノ裔缺ル時ハ太子ノ兄弟若クハ兄弟ノ男統ノ裔ニ伝フ

第三条 前条ニ定メタル次序ニ依リ帝位ヲ繼承ス可キノ皇統在ラサルキハ親王諸王ノ中親疎ノ次序ニ依リ帝位ヲ繼承ス

第四条 特別ノ場合ニ際シ帝位繼承ノ次序ヲ変異スルコトヲ必要トスルコトアルキハ元老院ノ承認ヲ得ヘシ

第五条 即位ノ礼ヲ行フニ方ツテハ国憲ヲ確守スルノ誓ヲ宣フ

第三章 皇帝未成年及ヒ其摂政

第一条 皇帝ハ滿十八歳ヲ以テ成年トス

第二条 皇帝未成年タルノ間ハ皇族ノ中最親ニシテ滿二十歳以上ノ者摂政ノ職ニ任ス

第三条 男統ノ皇統在ラサルキハ母后摂政ノ職ニ任ス

第四条 以上ニ掲載スル所ノ摂政職ニ関スル定メハ成年ナル皇帝ノ政ヲ親ラスルコト能ハサル状アル時ニモ亦準擬ス可キ者トス此時ニ於テ若シ滿十八歳ノ太子アルキハ此太子摂政ノ職ニ任ス

第五条 摂政ハ未成年ノ皇帝ニ忠誠ヲ竭シ且国憲ヲ確守スルノ誓ヲ宣フ

第六条 摂政在職ノ間ハ国憲ノ中一ノ改正ヲ行フコトヲ得ス

第四章 帝室經費

第一条 皇帝及皇族ノ歳入ハ每即位ノ時法律ヲ以テ之ヲ定ム

第二条 皇居及ヒ離宮ノ建築及修繕ハ国库ヨリ其費用ヲ供ス

第三条 皇后寡居シ及ヒ太子ノ滿十八歳ニ至ルキハ国庫ヨリ歳入ヲ受ク太子妃ヲ納ル、キハ其数ヲ倍ス但シ歳入ノ数ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第二篇

帝国

第一条 凡ソ我帝国ノ土地現今区域ノ内ニ在ル者日本帝国ヲ成ス

第二条 帝国府県国郡ノ疆界ハ法律ニ由ルニ非サレハ之ヲ變易スルコトヲ得ス

第三条 藩屬地ノ政治及ヒ事務ハ別法ヲ用フルコトヲ得

第三篇

国民及ヒ其權利義務

第一条 凡ソ我カ日本帝国ノ人民タル者ハ皆日本国民ノ權利ヲ有ス

日本国民ノ權利ハ如何シテ之ヲ得或ハ之ヲ失フカハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第二条 凡ソ日本国民タル者ハ法律ニ於テ平等トス

第三条 内外人ヲ論セス凡ソ帝国内ニ在ル人民ハ其身体及ヒ財産ノ保護ヲ受ク但シ外国人ノ為ニ定ムル特条ハ

此例ニアラス

第四条 凡ソ国民ハ法律ニ定メタル特条ノ外均ク公權私權ヲ享有シ又タ文武ノ官職ニ任スルコトヲ得

第五条 凡ソ国民ハ国費ヲ支ユル為メ应当ノ貢入ニ参加スルノ義務ヲ有ス

第六条 兵役ハ凡ソ日本国民ノ義務タリ徵募ノ方法ト服役ノ期限トハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七条 人身ノ自由ハ侵ス可カラザル者トス○法律ニ定メタル場合ニ当リ及ヒ法律ニ掲ケタル規程ニ由ルニ非ザレハ之ヲ拘引拿捕若クハ囚禁スルコトヲ得ス

第八条 遷徙ノ自由ハ兵役ノ故ヲ以テスルノ外ハ之ヲ制限スルコトヲ得ス

第九条 住居ハ侵ス可カラザル者トス○法律ニ定メタル場合ニ当リ及ヒ法律ニ掲ケタル規程ニ由ルニ非ザレハ住居ニ進入シ及ヒ檢探スルコトヲ得ス

第十条 変異ノ場合ニ当リ国安ヲ保ツカ爲メノ故ヲ以テ帝國ノ全部若クハ局部ニ於テ前二条ノ憲法ヲ停止スルコトヲ必要トスルキハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十一条 財産ハ侵ス可カラザル者トス○法律ニ定メタル場合ニ当リ及ヒ法律ニ掲ケタル規程ニ由ルニ非ザレハ何人モ其私有ヲ褫ハル、コナシ

第十二条 信書ノ秘密ハ侵ス可カラサル者トス○凡ソ信書ヲ勾収スルハ法律ニ定メタル場合ニ当リ及ヒ法律ニ掲ケタル規程ニ由ルニ非ザレハ之ヲ行フコトヲ得（ヌ脱カ）

第十三条 日本国民ハ豫メ檢査ヲ受クルコトナク出版ニ由テ其意思若クハ論說ヲ公ケニスルコトヲ得但シ法律ニ對シテ其責ニ任ス

第十四条 日本国民ハ各自ニ信仰スル所ノ宗旨ヲ奉スルコト自由ナリトス然レモ民事政事ニ妨害ヲナスハ之ヲ禁ス

第十五条 日本国民ハ兵器ナク平穩ニ集会スルノ權又 会社ヲ結フノ權ヲ有ス但シ此權ノ受用ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十六条 日本国民ハ各自ニ上言スルノ權ヲ有ス然レハ連衆上言スル時ハ各自ニ署名セサルヲ得ス但シ官ニテ認メタル会社ニ限り連衆一名ニテ上言スルヲ許ス此場合ニ於テハ其会社ノ事件ニ付テノミ上言スルヲ得

第十七条 凡ソ日本国民ハ皇帝ノ許可ヲ得ルニ非レハ外国ノ賞牌尊称及ヒ養老銀ヲ受クルヲ得ス

第四篇

第一章 立法權

第一条 立法ノ權ハ皇帝ト帝國議會トニ分ツ故ニ皇帝ハ議案ヲ下附シ議會ハ其議案ヲ上奏スルヲ得

第二条 帝國議會ハ元老院及ヒ其他ノ議會ヨリ成ル

第三条 法律ノ疑條ヲ釈明シテ人民一般ノ定例トナスハ立法權内ニ屬ス

第二章 元老院及ヒ其權利

第一条 元老院議員ハ定員ナシ皇帝ハ左ニ開載スル各人ノ中ヨリ特選シテ議員トス

一 皇族

一 華族

一 勅任官ノ位置經歷ノ者

一 國ニ功勞アル者

一 政治法律ノ學識ヲ有スル者

第二条 親王ハ元老院議員タルノ權ヲ有ス議員ノ上席ニ坐ス滿十八歳ニシテ院中ニ參入シ滿二十歳ニシテ公議

ノ權ヲ有ス

第三条 元老院ノ議長及ヒ副議長ハ皇帝之ヲ議官ノ中ヨリ特選ス

第四条 元老院ハ立法ノ權ヲ受用スルノ外左ノ諸事ヲ掌ル

一 諸大臣<sup>大臣參議諸省
卿及ヒ長官</sup>ノ罪ヲ論告スルコト

一 國憲ニ掲ケタル場合ニ於テ外國條約及ヒ帝位繼承ノ次第ヲ變易スルノ承認ヲナシ及ヒ皇帝即位ノ時又ハ摂政在職ノ初ニ方ツテ其宣誓ヲ聽クコト

一 立法ニ関スル上言書ヲ受クルコト

第五条 元老院ハ立法ニ関スル意見書ヲ上奏スルコトヲ得

第六条 元老院ハ諸大臣ノ出頭ヲ求ムルコトヲ得又諸大臣出頭シテ意見ヲ陳フルコトヲ得但シ決議ノ數ニ加ハラズ

第七条 元老院ハ議官ノ過半数列席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第八条 元老院ハ過半数ヲ以テ可否ヲ決定ス

第九条 元老院ノ會議ハ公行トス然レモ議長若クハ議官五人以上ノ求メニ由リ密會ヲ行フコトヲ得

第十条 議官ハ其職ヲ行フニ付キ發言シタル意見ノ為メ審糾セラル、コナシ但シ院中ノ條例ニ循フハ此例ニアラス

第十一条 議官ハ現行犯ヲ除クノ外元老院ノ承認ヲ得スシテ拘引拿捕セラル、コナシ

第十二条 凡ソ議官ハ國憲ヲ確守スルノ誓ヲ宣フ

第五篇

行政權

第一条 皇帝ハ諸大臣ヲ任シ及ヒ之ヲ免ス

第二条 諸大臣ハ職務ニ付テノ責ニ任ス法律及ヒ一切ノ文書ハ大臣一人以上ノ署名アラサレハ其力ヲ有セス

第三条 凡ソ諸大臣ハ国憲ヲ確守スルノ誓ヲ宣フ

第六篇

司法權

第一条 司法權ハ上下等裁判所ニ由テ之ヲ施行ス上下等裁判所ハ法律ヲ除クノ外它ノ權威ニ從フコナシ

第二条 凡ソ裁判ハ皇帝ヨリ任シタル裁判官ニ由テ宣告ス

第三条 皇帝ノ任シタル裁判官ノ滿三年在職シタル者ハ審判セラル、ノ故本人ノ願及ヒ退老ニ非スシテ免黜セ

ラル、コナシ

第四条 上下等裁判所ノ構制權任ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム○法律ニ定メタル場合ヲ除クノ外裁判ヲ行フカ為メ特

別ノ裁判所ヲ設クルコヲ得ス

第五条 陸海軍裁判所ノ權任ハ別段ノ法律ヲ用フ

第六条 日本帝国ニ一ノ大審院ヲ置ク

第七条 大審院ハ法律ニ掲ケタル職務ノ外元老院ノ論告シタル諸大臣ノ罪ヲ審判ス

第八条 大審院及ヒ裁判所ノ檢事ハ皇帝之ヲ任シ及ヒ之ヲ免ス

第九条 民事刑事ノ別ナク裁判所ノ裁判ハ公行トス然レモ国安及ヒ風儀ニ関スル者ハ公行ヲ停ムルコヲ得

第十条 凡ソ裁判ハ必ス理由ヲ付ス

第十一条 凡ソ司法ノ官吏ハ国憲ヲ確守スルノ誓ヲ宣フ

第七篇

會計

第一条 皇帝ハ毎年翌年ノ国費概算表及ヒ国費ヲ支ユ可キ予算書ヲ元老院ニ下付シ且租税ノ徴収及ヒ其費用ヲ

ナセシ報告書ヲ下付シテ以テ其検査ト承認トヲ得可キ者トス

第二条 法律ノ承認ヲ得サル租税ハ之ヲ賦課スルコトヲ得ス

第三条 凡ソ租税ニ係リ苟モ特准ヲ與フルコトヲ得ス

第四条 国債ヲ募リ紙幣ヲ増スコトハ法律ノ承認ヲ得ルニ非サレハ之ヲナスコトヲ得ス○政府ヨリ其債主ニ対スル

ノ義務ハ侵ス可カラザル者トス

第五条 貨幣ノ斤量品性及ヒ価値ハ法律之ヲ定ム

第八篇

国憲修正

第一条 立法権ハ国憲中某条ノ修正ヲ要スルコトヲ宣告スルノ権ヲ有ス

第二条 国憲ノ修正ヲ議スルニ方ツテハ元老院議員少クトモ三分ノ二列席セザルキハ其事ヲ議スルコトヲ得ス而

シテ少クトモ之ヲ可トスル者三分ノ二ニ盈タザレハ変更ヲナスコトヲ得ス

附録

第一条 此ノ国憲施行ノ日ヨリ 始メ此ノ国憲ニ抵触スル法律ハ之ヲ廢ス

第二条 此ノ国憲ニ掲ケタル皇帝及ヒ諸大臣議官司法官吏ノ誓ヲ宣フルコトハ此ノ国憲施行ノ日ヨリ直ニ之ヲ行フ可シ

第十三番目の「日本国憲案現行例」は、国憲按の条文とその裏付けとなる現行法令類とを列挙したものであって、既に浅井氏の『元老院の憲法編纂顛末』九六頁以下に翻刻紹介せられている。これまでは起草年代及び起草者が不明であったけれども、ここに小田切盛徳によって、明治十年十二月に起草されたものであることが明らかになったのである。

六 国憲按の編纂過程 その(四)

『国憲履歴大略』は、明治十一年の記事として第十四番目から第十六番目まで、次の三つを載せている。

同十一年

日本国憲ヲ進ムル復命書改正

日本国憲按ヲ進ムル報告書

同年三月

委員議官并右同人調査

日本国憲按再定

同年

日本国憲案ヲ進ムル報告書改定

同

同

国憲紳按ヲ進ムル報告書改定

同

第十四番目に「委員議官并右同人調査」とあるうちの右同人とは、第十三番目に見える小田切盛徳のことであろう。また第十五、十六番目の「同」とは、いずれも委員議官並びに小田切が調査に当たったという意味であろう。「日本国憲ヲ進ムル復命書」及び「日本国憲按ヲ進ムル報告書」は同内容のものであって、既に浅井氏の前掲書一一〇頁以下にも翻刻せられており、周知に属するものであるからここでは特に取り上げず、ただ「国憲草案始末」の⑤の「国憲按ヲ進ムル復命書」には「明治十一年六月廿日供計五本浄書済」、⑥の「進国憲案報告書」（中身の表題は「日本国憲按ヲ進ムル報告書」となっている）には「明治十一年七月九日」の識語があることを紹介しておくに止める。ところで、「国憲履歴大略」には明治十一年中の国憲按編纂については三月の「日本国憲按再定」しか挙げていないけれども、「国憲草案始末」には③日本国憲按（明治十一年三月再定）、④日本国憲按（明治十一年五月訂本）、⑦日本国憲按（明治十一年七月定本）の三種類の草案が編綴せられている。故にここではこれらを参照しながら明治十一年中の国憲編纂過程を眺めてみると、三月再定の日本国憲按は前節所掲の明治十年十二月三日の日本国憲按と殆ど同じであって、目だって変わったところといえば、第一篇第一章第六条の「皇帝ハ陸海軍ヲ指揮シ」が「皇帝ハ陸

海軍ノ大元帥ニシテ」となり、第四篇第五条の「元老院ハ立法ニ関スル意見書ヲ上奏スルコトヲ得」なる規定が削除され、第七篇第一条の「皇帝ハ・・・予算書ヲ元老院ニ下付シ」が「政府ハ・・・意見書ヲ送致シ」と変わり、同篇第四条の「国債ヲ募リ紙幣ヲ増スコトハ」が、単に「国債ハ」となった位であろう。

国憲按が大きく修正されたのは五月になってからであつて、③日本国憲按(明治十一年三月再定)には夥しい朱による修正加削があり、表紙にも「・・・・五月」と記されている(「・・・・」は修正の印を示す)。これを更に修正したものが「国憲草案始末」の④日本国憲案(明治十一年五月訂本)であり、表紙に「十一年五月訂本」「定本」と記されており、末尾には「明治十一年六月廿九日校訂」との識語がある。ちなみに浅井氏の『元老院の憲法編纂顛末』七二頁以下に翻刻されている「日本国憲按旧案」も、この時期の草案である。そして、この五月六月の修正結果を浄書して更に推敲したものが⑦の日本国憲按であつて、表紙には「明治十一年七月定本」と記されている。これは稲田氏が『明治憲法成立史』上巻三〇七頁以下に国憲第二次草案として紹介されているものと同内容の草案である(稲田氏は主として伊藤博文秘書類纂本に依拠しておられる)。ここでは修正段階の一端を示すために、③日本国憲按の五月修正を掲げてみよう。

日本国憲按

第一篇

第一章 皇帝

第一条 日本帝国ハ万世一系ノ皇統ヲ以テ之ヲ治ム

第二条 皇帝ノ身体ハ神聖ニシテ侵ス可カラザル者トス

第三条 皇帝ハ行政ノ權ヲ統フ

第四条 皇帝ハ諸官吏ヲ命シ及之ヲ免ス

第五条 皇帝ハ法律ヲ確定シ及之ヲ布告ス

第六条 皇帝ハ陸海軍ヲ指揮シ便宜之ヲ派遣スルヲ得但シ武官ノ黜陟及退老ハ法律ヲ以テ定メタル例規ニ從

ツテ皇帝之ヲ決ス

第七条 皇帝ハ戰ヲ宣シ和ヲ講スルノ權ヲ有シ及通信貿易ノ條約ヲ結フ然レモ國財ヲ費シ國境ヲ變スルガ如キ

條約ハ兩院ノ承認ヲ得ルニ非サレハ其力ヲ有セス

第八条 皇帝ハ罪犯ヲ赦免シ及ヒ減輕スルノ權ヲ有ス

第九条 皇帝ハ貨幣ヲ造ルヲ命ス

第十条 皇帝ハ兩院ノ議會ヲ徵集シ又ハ其集會ヲ延ハシ及ヒ其閉會ヲ命ス

第十一条 皇帝ハ貴号及勳章ヲ賜與ス

第二章 帝位繼承

第一条 現今統御スル皇帝ノ子孫ヲ以テ帝位繼承ノ正統ノ裔トシテ帝位ヲ世伝ス

第二条 繼承ノ順序ハ嫡長及入嗣ノ正序ニ由リテ太子若クハ其男統ノ裔入テ嗣ク太子男統ノ裔缺クル時ハ太子

ノ兄弟若クハ太子兄弟ノ男統ノ裔ニ依フ嫡出男統ノ裔缺クル時ハ庶出ノ子長幼ノ序ニ由テ入テ嗣ク

第三条 前条ニ定メタル順序ニ依リ帝位ヲ繼承ス可キノ皇統在ラサルハ親王諸王ノ中親疎ノ順序ニ依リ帝位

ヲ繼承ス

第四條 特別ノ場合ニ際シ帝位繼承ノ順序ヲ變更スルコトヲ必要トスルコトアルキハ兩院ノ承認ヲ得ヘシ

第五條 即位ノ礼ヲ行フニ方ツテハ兩院集會ノ前ニ於テ國憲ヲ確守スルノ誓ヲ宣フ

第三章 皇帝未成年及其摂政

第一條 皇帝ハ滿十八歳ヲ以テ成年トス

第二條 皇帝未成年ノ間ハ親王諸王ノ中最親ニシテ滿二十歳以上ノ者摂政ノ職ニ任ス

第三條 男統ノ親王諸王在ラサルキハ母后摂政ノ職ニ任ス

第四條 以上ニ掲載スル所ノ摂政職ニ関スル定メハ成年ナル皇帝ノ政ヲ親ラスルコト能ハサル状アル時ニモ亦準

拠ス可キ者トス此時ニ於テ若シ滿十八歳ノ太子アルキハ此太子摂政ノ職ニ任ス

第五條 摂政ハ兩院集會ノ前ニ於テ未成年ノ皇帝ニ忠誠ヲ竭シ且國憲ヲ確守スルノ誓ヲ宣フ

第六條 摂政在職ノ間ハ國憲ノ中一ノ改正ヲモ行フコトヲ得ス

第四章 帝室經費

第一條 皇帝及親王諸王ノ歳入ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 皇居及離宮ノ建築及修繕ハ國庫ヨリ其費用ヲ供ス

第三條 皇后寡居シ及ヒ太子ノ滿十八歳ニ至ルキハ國庫ヨリ歳入ヲ受ク太子妃ヲ納ル、キハ其數ヲ倍ス但シ歳

入ノ數ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第二篇

帝國

第一条 凡ソ我帝国ノ土地現今区域ノ内ニ在ル者日本帝国ヲ成ス

第二条 帝国府県道国郡区ノ疆界ハ法律ニ由ルニ非サレハ之ヲ変易スルコトヲ得ス

第三条 藩属地ノ政治及事務ハ別法ヲ用フルコトヲ得

第三篇

国民及其權利義務

第一条 凡ソ日本帝国ノ人民タル者ハ皆日本国民ノ權利ヲ有ス但シ如何シテ其權利ヲ得或ハ之ヲ失フカハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第二条 国民ハ法律ニ於テ平等トス

第三条 帝国ニ居住スル内外人民ハ其身体及財産ノ保護ヲ受ク但シ外国人ノ為ニ定ムル特条ハ此例ニアラス

第四条 国民ハ法律ニ定メタル特条ノ外均ク公權私權ヲ享有シ又タ文武ノ官職ニ任スルコトヲ得

第五条 国民ハ国費ヲ支ユル為メ応当ノ貢入ニ参加スルノ義務ヲ有ス

第六条 国民ハ兵役ニ参加スルノ義務ヲ有ス但シ徵募ノ方法ト服役ノ期限トハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七条 人身ノ自由ハ侵ス可カラサル者トス○法律ニ掲ケタル規程ニ循フニ非サレハ之ヲ拘引拿捕若クハ囚禁スルコトヲ得ス

第八条 遷徙ノ自由ハ兵役ノ故ヲ以テスルノ外之ヲ制限スルコトヲ得ス

第九条 住居ハ侵ス可カラサル者トス○法律ニ掲ケタル規程ニ由ルニ非サレハ住居ニ進入シ及ヒ之レヲ檢探スルコトヲ得ス

第十条 変易ノ場合ニ当リ国安ヲ保ツカ為メノ故ヲ以テ帝国ノ全部若クハ局部ニ於テ国憲中ノ箇条ヲ停止スル
コトヲ必要トスルキハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十一条 財産ハ侵ス可カラサル者トス○法律ニ掲ケタル規程ニ由ルニ非サレハ何人モ其私有ヲ褫ハル、コト
シ

第十二条 信書ノ秘密ハ侵ス可カラサル者トス○凡ソ信書ヲ勾収スルハ法律ニ掲ケタル規程ニ由ルニ非サレハ
之ヲ行フコトヲ得ス

第十三条 国民ハ豫メ検査ヲ受クルコトナク出版ニ由テ其意思若クハ論説ヲ公ケニスルコトヲ得但シ法律ニ対シテ
其責ニ任ス

第十四条 国民ハ各自ニ信仰スル所ノ宗旨ヲ奉スルコト自由ナリトス然レハ民事政事ニ妨害ヲナスハ之ヲ禁ス

第十五条 国民ハ兵器ナク平穩ニ集会スルノ權又タ会社ヲ結フノ權ヲ有ス但シ此權ノ受用ハ法律ヲ以テ之ヲ定
ム

第十六条 国民ハ各自ニ上言ノ權ヲ有ス然レハ連衆上言スル時ハ各自ニ署名セサルコトヲ得ス但シ官ニテ認メタ
ル会社ニ限り連衆一名ニテ上言スルコトヲ許ス此場合ニ於テハ其会社ノ事件ニ付テノミ上言スルコトヲ得

第十七条 国民ハ皇帝ノ許可ヲ得ルニ非サレハ外国ノ貴号勲章及養老銀ヲ受クルコトヲ得ス

第四篇

第一章 立法權

第一条 立法ノ權ハ皇帝ト帝國議會トニ分ツ皇帝ハ議案ヲ下附シ議會ハ其議案ヲ上奏ス

第二条 帝国議會ハ元老院及ヒ代議士院ノ議會ヨリ成ル

第三条 法律ノ疑条ヲ釈明シテ人民一般ノ定例トナスハ立法権内ニ属ス

第二章 元老院及ヒ其權利

第一条 元老院議員ハ定員ナシ皇帝ハ左ニ開載スル各人ノ中ヨリ特選シテ議員トス

一 皇族

一 華族

一 勅任官ニ昇リシ者

一 国ニ功勞アリシ者

一 政治法律ノ學識ヲ有スル者

第二条 親王ハ元老院議員タルノ權ヲ有ス議官ノ上席ニ坐ス滿十八歳ニシテ院中ニ參入シ滿二十歳ニシテ公議ノ權ヲ有ス

第三条 元老院ノ議長及副議長ハ皇帝之ヲ選フ

第四条 元老院ハ立法ノ權ヲ受用スルノ外左ノ諸事ヲ掌ル

一 諸大臣^{大臣參議諸省卿及長官}ノ罪ヲ論告スルヲ

一 国憲ニ掲ケタル場合ニ於テ外国條約及帝位繼承ノ次序ヲ變易スルノ承認ヲナシ及ヒ皇帝即位ノ時又ハ攝政在職ノ初ニ方ツテ其宣誓ヲ聽クヲ

一 立法ニ関スル上言書ヲ受クルヲ

第五條 元老院ハ諸大臣ノ出頭ヲ求ムルコトヲ得又タ諸大臣出頭シテ意見ヲ陳フルコトヲ得但シ決議ノ數ニ加ハラ
ス

第三章

代議士院及其權利

第 一 條 代議士院ハ法律ヲ以テ定メタル選舉ノ規程ニ循ヒ選舉スル所ノ代議士ヲ以テ成ル但シ人口十五萬ニ付
キ少クハ一名ヲ出ス可シ

第 二 條 代議士ハ投票ヲ以テ之ヲ選フ且之ヲ重撰スルコトヲ得

第 三 條 代議士トナル者ハ日本人滿二十五歲ニシテ選舉法ニ定ムル稅額ヲ納メ且代議士トナル可キ要件ヲ具備
スルヲ要ス

第 四 條 代議士ノ任期ハ四年トシ二歲毎ニ其全數ノ半ヲ更撰ス

第 五 條 代議士院ハ會期間其議員中ヨリ議長及副議長ヲ公選シ各五名ノ姓名表ヲ奏呈シ皇帝之ヲ撰フ

第 六 條 代議士ハ法律ヲ以テ定メル旅費及ヒ滞在費ヲ受ク

兩院通則

第 七 條 兩院議員ハ過半数列席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス

第 八 條 兩院ハ過半数ヲ以テ可否ヲ決定ス

第 九 條 兩院ノ會議ハ公行トス然レハ議長若クハ議員五人ノ求メニ由リ密會ヲ行フコトヲ得

第 十 條 議員ハ其職ヲ行フニ付キ發言シタル意見ノ為メ審糾セラル、コトナシ但シ院中ノ條例ニ循フハ此例ニア

ラス

第十条 議員ハ現行犯ヲ除クノ外兩院ノ承認ヲ得スシテ拘引拿捕セラル、コナシ

第十一条 何人モ同時ニ兩院ノ議員ニ兼任スルコヲ得ス

第十二条 凡ソ議員ハ国憲ヲ確守スルノ誓ヲ宣フ

第五篇

行政権

第一条 皇帝ハ諸大臣ヲ任シ及ヒ之ヲ免ス

第二条 諸大臣ハ職務ニ付テノ責ニ任ス法律及ヒ一切ノ文書ハ大臣一人ノ署名アラサレハ其力ヲ有セス

第三条 凡ソ諸大臣ハ国憲ヲ確守スルノ誓ヲ宣フ

第六篇

司法権

第一条 司法権ハ上下等裁判所ニ由テ之ヲ施行ス上下等裁判所ハ法律ヲ除クノ外它ノ權威ニ從フコナシ

第二条 凡ソ裁判ハ皇帝ヨリ任シタル裁判官ニ由リ皇帝ノ名ヲ以テ宣告ス

第三条 皇帝ノ任シタル裁判官ノ三年間在職シタル者ハ審判ノ故本人ノ願及退老ノ故ニ非スシテ免黜セラル、

コナシ

第四条 上下等裁判所ノ構制権任ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム○法律ニ定メタル場合ヲ除クノ外裁判ヲ行フカ為メ特

別ノ裁判所ヲ設クルコヲ得ス

第五條 陸海軍裁判所ノ權任ハ別段ノ法律ヲ用ユ

第六條 日本帝國ニ一ノ大審院ヲ置ク

第七條 大審院ハ法律ニ掲ケタル職務ノ外元老院ノ論告シタル諸大臣ノ罪ヲ審判ス

第八條 大審院及ヒ裁判所ノ檢事ハ皇帝之ヲ任シ及ヒ之ヲ免ス

第九條 民事刑事ノ別ナク裁判所ノ裁判ハ公行トス然レモ國安及ヒ風儀ニ関スル者ハ公行ヲ停ムルコトヲ得

第十條 凡ソ裁判ハ必ス理由ヲ付ス

第十一條 凡ソ司法ノ官吏ハ國憲ヲ確守スルノ誓ヲ宣フ

第七編 州会及邑会

第一條 每府県ニ府県会ヲ置キ每区ニ区会ヲ置ク可シ但其議員ヲ選舉スルノ法ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 府県会及邑会ノ權利義務ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第八編

會計

第一條 政府ハ毎年翌年ノ國費概算表及ヒ國費ヲ支ユ可キ意見書ヲ代議士院ニ送致シ且租税ノ徵收及ヒ其費用ヲナセシ報告書ヲ送致シテ以テ其檢査ト承認トヲ得可キ者トス

第二條 法律ノ承認ヲ得サル租税ハ之ヲ賦課スルコトヲ得ス

第三條 凡ソ租税ニ係リ苟モ特准ヲ與フルコトヲ得ス

第四條 國債ハ法律ノ承認ヲ得ルニ非サレハ之ヲナスコトヲ得ス○政府ヨリ其債主ニ対スルノ義務ハ侵ス可カラ

ザル者トス

第五条 貨幣ノ斤量品性及價直ハ法律之ヲ定ム

第九篇

国憲修正

第一条 立法權ハ国憲中某条ノ修正ヲ要スルコトヲ宣告スルノ權ヲ有ス

第二条 国憲ノ修正ヲ議スルニ方ツテハ兩院議員少クトモ三分ノ二列席セザルキハ其事ヲ議スルコトヲ得ス而シテ少クトモ之ヲ可トスル者三分ノ二ニ盈タザレハ更改ヲナスコトヲ得ス

附録

第一条 此ノ国憲施行ノ日ヨリ始メ此ノ国憲ニ抵触スル法律ハ之ヲ廢ス

第二条 此ノ国憲ニ掲ケタル皇帝及ヒ諸大臣議員及司法官吏ノ誓ヲ宣フルコトハ此ノ国憲施行ノ日ヨリ直ニ之ヲ行フ可シ

この草案で顯著な点は、新たに「代議士院及其權利」なる章と「兩院通則」の章を作ろうとしていること、また第七篇「州会及邑会」を新設していることであらう。いずれ稿を改めて考察を加えてみたいけれども、明治十一年五月頃の元老院の関心事が那邊にあつたのかが窺えて興味深い。

それはそれとして、明治十一年七月に国憲按の定本が起草された後、七月三十日、元老院議員柳原前光が佐佐木高行に

御平安慶賀候、陳は、先に及御内約置候国憲案一冊呈覽候、右は御留置被成置有之て宜しく候、尤未だ各議員

へも頒布無之に付、御内閲の御積りに相願候、頓首、

七月三十日

柳原前光

佐佐木侍補殿

右は、極々の原案にて相廻し来り候間、追々意見申候筈なり、

なる書翰を送っている(東京大学史料編纂所編「保古飛呂比 佐佐木高行日記八」東京大学出版会、一九七六年、一四二頁)。これによつて、柳原が国憲案を佐佐木の内覧に供したことが知られるが、「未だ各議官へも頒布無之」「極々の原案にて」云々と言っているところからすると、七月定本はまだ確定的なものではなかつたようである。しかも「極々の原案にて相廻し来り候」という文脈から察すると、柳原は原案起草には直接タッチしていなかつたことも推測されよう。なお、翌七月三十一日に元田永孚が佐佐木に宛てた書翰に

拝見仕候、今朝ハ参堂御高話、不覚長坐に相成、迂生に於ても快然仕候、然は、明日集会の儀、徳大寺(実則)

不参の由にて、明後二日に相延候段、敬承仕候、いつにても支へ不申、明後日出頭可仕候、委細は拝願可得貴

意、右拝答仕置候、頓首

七月三十一日

永孚

佐佐木賢台

尚々、今朝拝借の一冊、一通り見置候へ共、尚熟覽仕置度、両三日拝借奉願候、以上

とあり(保古飛呂比 佐佐木高行日記八一四二頁)、元田が佐佐木から書物一冊を拝借しているが、たぶんこれは前日に佐佐木が柳原から受け取つた国憲按であろう。佐佐木や元田がこの国憲按についてどのような意見を表明したのか

全く不明であり、この後、国憲按がどのように扱われたのか『国憲履歴大略』も何も記さず、次にはただ

明治十三年四月八日

国憲草案

同

という記事があるだけである。

(以下次号)